

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………(住宅政策本部住宅企画部不動産課)…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)…一
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…二
- 都道の供用開始……………(同)…四
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)…四
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…四
- 都道の供用開始……………(同)…六
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)…六
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…六
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………(水道局)…八

告示

●東京都告示第九百三十五号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和三年七月十五日

東京都知事 小池百合子

一 日時 令和三年七月二十七日 午後二時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部住宅企画部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社インデックスホーム

(二) 代表者氏名 代表取締役 日澤 光生

(三) 主たる事務所の所在地 渋谷区渋谷一丁目二十四番十四号

(四) 免許証番号 東京都知事(3)第八六四四八号

(五) 免許年月日 平成二十八年九月十五日

●東京都告示第九百三十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成三十一年東京都告示第六百四十号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年七月十五日

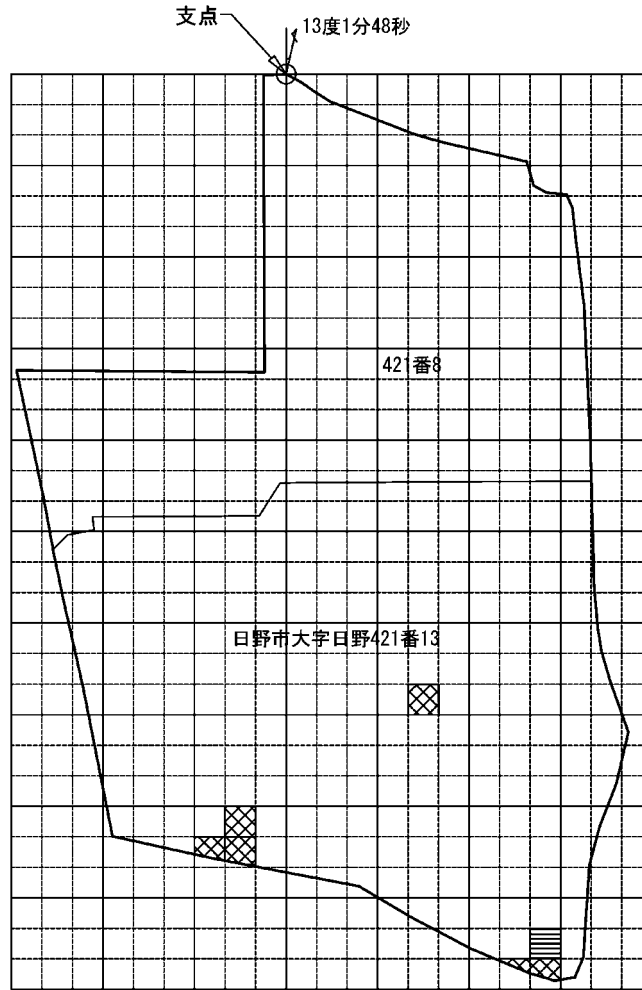
東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(日野市大字日野地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



<p>【凡例】</p> <p> 形質変更時要届出区域 (平成31年東京都告示第640号により指定した区域)</p> <p> 指定を解除する区域</p> <p> 単位区画</p> <p> 筆境界</p> <p> 敷地境界</p>	<p>【支点】 支点は日野市大字日野421番8の最北端とする。</p> <p>【格子の回転角度(13度1分48秒)】 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。</p>
--	--

●東京都告示第九百三十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年七月十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年七月十五日

東京都知事 小池 百合子

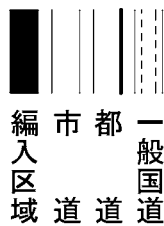
一 路線名 山田宮の前

二 変更の区間 八王子市下恩方町二百五十六番三地先

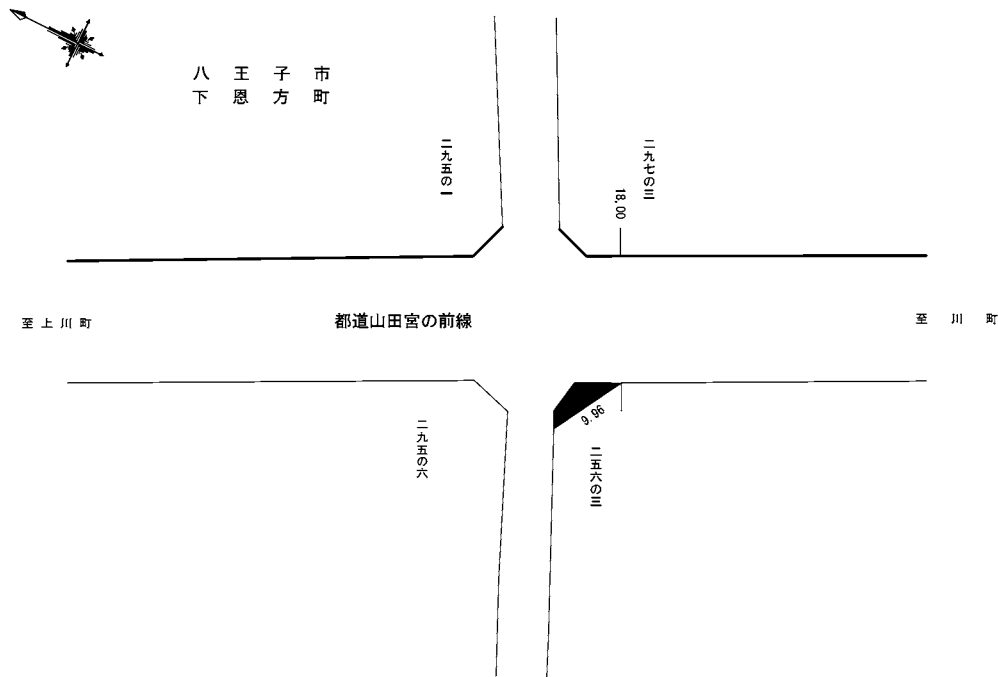
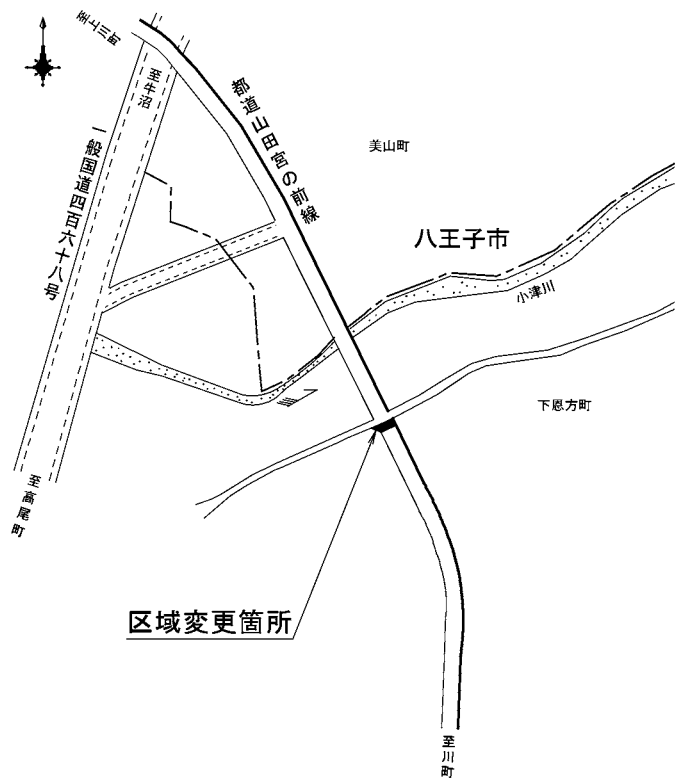
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道山田宮の前線区域変更略図
八王子市下恩方町地内



延長 八・四二メートル
面積 一三・二五平方メートル



●東京都告示第九百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年七月十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年七月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 山田宮の前

二 供用開始の区間 八王子市下恩方町二百五十六番三地先

三 供用開始の期日 令和三年七月十五日

●東京都告示第九百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和三年七月十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年七月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

山田宮の前

二 占用を制限する区間

八王子市下恩方町二百五十六番三地先

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日よ

り前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和三年七月十六日

●東京都告示第九百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年七月十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年七月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

府中相模原

二 変更の区間

八王子市上柚木字十二号千四百四十九番二地先から同所千七百七十一番地先まで

三 変更の概要

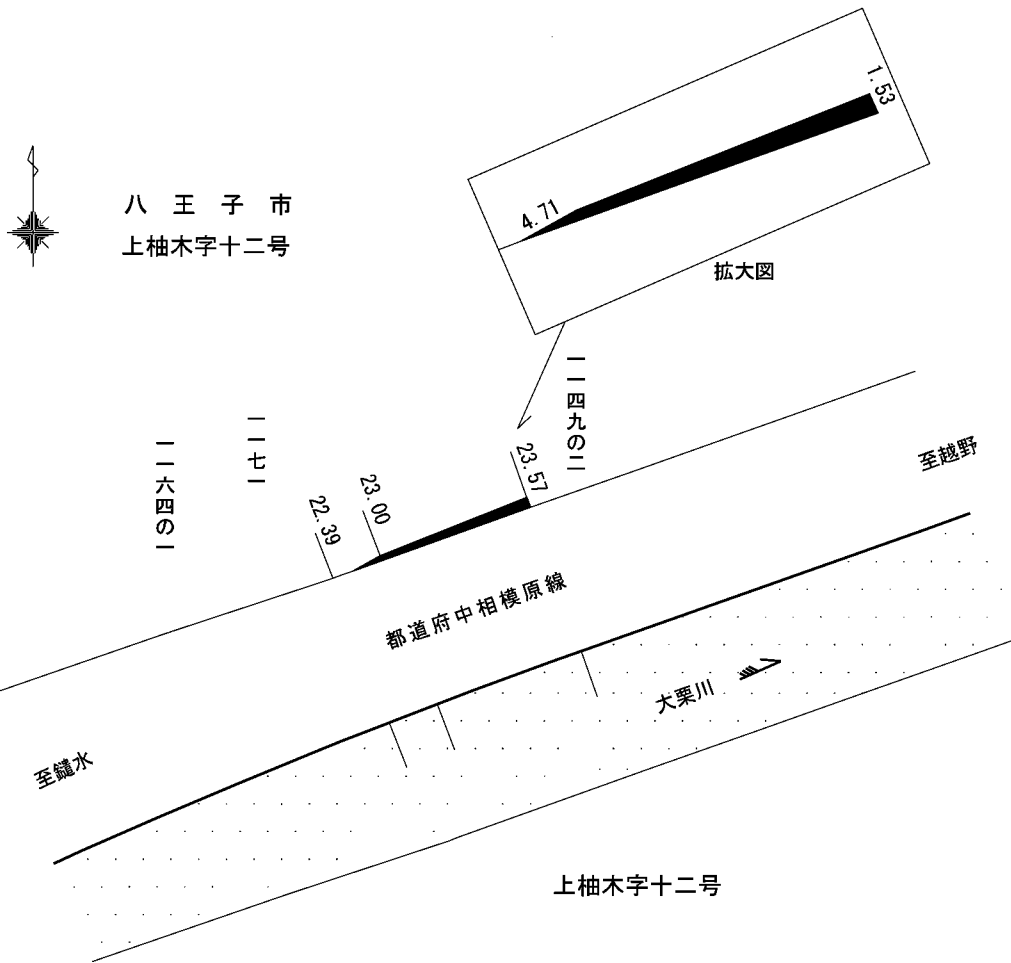
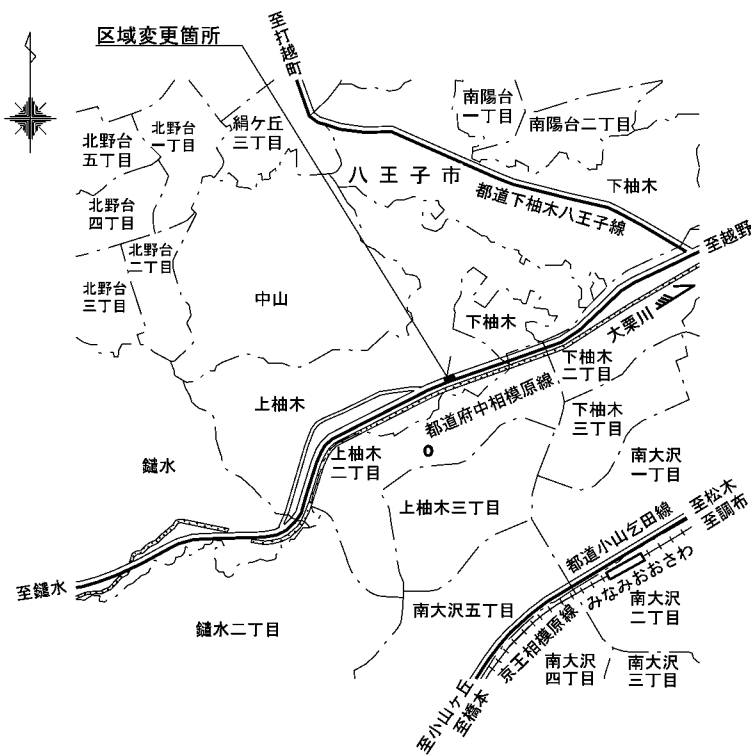
別図表示のとおり

別図

都道府中相模原線区域変更略図
八王子市上柚木地内

編入区域 市道 都道

延長 二七・五四メートル
 面積 二六・四五平方メートル



●東京都告示第九百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年七月十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年七月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名

府中相模原

二 供用開始の区間

八王子市上柚木字十二号千百四十九番二地先から同所千百七十一番地先まで

三 供用開始の期日

令和三年七月十五日

●東京都告示第九百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和三年七月十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年七月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名

府中相模原

二 占用を制限する区間

八王子市上柚木字十二号千百四十九番二地先から同所千百七十一番地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和三年七月十六日

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年七月十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和三年七月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名

南砂町ショッピングセンターSUNAMO

二 店舗所在地

江東区新砂三丁目四番三十一号

三 設置者名

三井住友信託銀行株式会社

四 設置者住所

千代田区丸の内一丁目四番一号

五 変更前の設置者の代表者名

橋本 勝

六 変更後の設置者の代表者名

大山 一也

七 変更前の小売業者の氏名又は名称

株式会社ダイエーほか五十名

八 変更後の小売業者の氏名又は名称

株式会社ダイエーほか四十九名

九 変更を行った小売業者の氏名又は名称

株式会社コジマほか二名

十 変更前の小売業者の代表者名

木村 一義(株式会社コジマ)ほか

十一 変更後の小売業者の代表者名

中澤 裕二(株式会社コジマ)ほか

十二 変更日

令和三年四月一日ほか

十三 届出日

令和三年六月十八日

十四 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間

令和三年七月十五日から同年十一月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分

一 店舗名	フレスポ八王子みなみ野	二 店舗所在地	八王子市みなみ野一丁目七番三号 ほか	三 設置者名	大和リース株式会社	四 設置者住所	大阪府大阪市中央区農人橋二丁目 一番三十六号	五 変更前の設置者の 代表者名	森田 俊作	六 変更後の設置者の 代表者名	北 哲弥	七 変更日	令和三年四月一日	八 届出日	令和三年六月十八日	九 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)	十 縦覧期間	令和三年七月十五日から同年十一 月十五日まで。ただし、東京都の 休日に関する条例(平成元年東京 都条例第十号)に定める休日を除 く。	十一 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。				
二 店舗名	フレスポひばりが丘	三 設置者名	尾崎 幸信	四 設置者住所	一 国分寺市東恋ヶ窪三丁目十七番地	五 変更前の設置者の 代表者名	尾崎 幸信	六 変更後の設置者の 代表者名	尾崎 亮	七 変更日	令和三年二月一日	八 届出日	令和三年六月十八日	九 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)	十 縦覧期間	令和三年七月十五日から同年十一 月十五日まで。ただし、東京都の 休日に関する条例(平成元年東京 都条例第十号)に定める休日を除 く。	十一 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。						
一 店舗名	ビバホーム奥戸街道店	二 店舗所在地	葛飾区奥戸二丁目十四番二十八号	三 設置者名	米山 純子	四 設置者住所	葛飾区奥戸二丁目十六番七号	五 変更前の設置者の 代表者名	米山 純子	六 変更後の設置者の 代表者名	米山 克修	七 変更前の小売業者 の氏名又は名称	株式会社LIXILビバ	八 変更後の小売業者 の氏名又は名称	株式会社ビバホーム	九 変更を行った小売 業者の氏名又は名 称	株式会社ビバホーム	十 変更前の小売業者 の代表者名	渡邊 修	十一 変更後の小売業 者の代表者名	坂本 晴彦	十二 変更日	令和三年四月一日ほか	十三 届出日	令和三年六月二十九日

十四 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間

令和三年七月十五日から同年十一月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第十六条の二第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

令和三年七月十五日

東京都水道局長 浜 佳葉子

指定番号 商号 代表者 住所 指定年月日

一〇二五	山高建設株式会社	山口 高弘	調布市染地一丁目十二番地九	令和三年六月二十
一〇二五	株式会社東兼設備	池田 兼司	江戸川区篠崎町三丁目十五番七号	同日
一〇二五	株式会社下原SKワークス	下原 光次	世田谷区給田五丁目六番二十四一	同日
一〇二六	株式会社MINO設備	蓮沼 実	大田区蒲田二丁目十七番二十一号	同日
一〇二六	有限会社渡邊	渡邊 一俊	埼玉県三郷	同日

一 テムズ

市小谷堀五十六番地一

一〇二六 株式会社クリーン

高館 智次 千葉县市川市南行徳一丁目十四番十九号一階

二 エースカンパニー

一〇二七 吉北設備 北川 景庸 千葉県四街道市旭ヶ丘三丁目十一番九号

一〇二六 志賀設備

志賀 武史 立川市西砂町五丁目十四番地の十二

一〇二六 株式会社Por, T i, F a m i l i a

川村 光博 埼玉県川口市八幡木一丁目二番十一号

一〇二六 株式会社イーダイ

永野 大輔 神奈川県横浜市旭区小高町百二十二番地の一

一〇二六 株式会社ライファ

朝日 淳一 埼玉県川口市栄町二丁目三番十二号

一〇二六 株式会社ゼンスイシステム

笹井 一磨 兵庫県尼崎市東七松町二丁目四番十九号

一〇二六 株式会社ナガミネ

長嶺 裕子 千葉県東金市台方千五百八十四番地一

一〇二六 株式会社iエンジニアリング

飯田浩一郎 足立区平野一丁目十七番十八号

一〇二七 株式会社鈴尚

鈴木 尚政 神奈川県横浜市中央区本

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 本号 三〇円 一箇月 六、六〇〇円

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 郵便番号 113-0001

